

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

平成28年5月17日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

平成28年3月22日農林水産省告示第820号（保安林の指定施業要件の変更）

2 所在が不分明な者等

所在が不分明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
下沢勝義	浜松市天竜区春野町花島字キリノカタセ 256 の1（以上1筆については一部保安林）	浜松市役所